

文教海第100号
平成5年8月6日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く国立大学長

文部省教育助成局長
井 上 孝 美

文部省初等中等教育局長
野 崎 弘

帰国子女教育の充実方策について（通知）

このことについては、文部省において、有識者の協力を得て鋭意検討を進めてまいりましたが、このたび、別添のとおり、海外子女教育に関する調査研究会報告としてとりまとめられました。

については、報告の趣旨を十分御理解の上、下記事項に留意されつつ、帰国子女教育の充実のため一層御配慮くださるようお願いします。

おって、都道府県教育委員会にあっては、その所管の学校及び市町村教育委員会に対して、都道府県知事及び国立大学長にあっては、その管下の学校に対して、この趣旨を徹底されるようお願いします。

記

1 帰国子女特別選抜等の改善について

（1）帰国子女特別選抜実施校の拡大について

帰国子女の増加や帰国地域の分散化等の実態を踏まえ、帰国子女特別選抜（帰国子女に何らかの特別の配慮をした入学者選抜（編入学者選抜を除く。）をいう。以下同じ。）の実施校の一層の拡大に配慮すること。

（2）帰国子女特別選抜の受験資格について

受験資格については、帰国子女の実態が海外での就学形態や在留期間等によって多様であることを踏まえた適切な定め方をするよう配慮すること。例えば、海外在留年数に応じて帰国後年数をできるだけきめ細かく設定することや日本人学校出身者と現地校等出身者とで異なる帰国後年数を定めることなどが考えられること。

(3) 帰国子女特別選抜の入学者選抜資料について

入学者選抜資料については、異文化環境の下での学習と生活を尊重する観点から、選抜資料相互間の比重の置き方について工夫するとともに、学力検査の成績以外の資料について一層の活用が図られるよう配慮すること。例えば、学力検査の成績よりもそれ以外の資料を重視することや各学校・学科等の特色等を考慮しながら現地校等出身者については学力検査を実施しない選抜を行うことも考えられること。

なお、学力検査については、帰国子女の海外の学校での学習状況や各学校・学科の特色等を考慮しつつ、実施教科、出題内容等について適切に定めるよう配慮すること。

(4) 高等学校における編入学者選抜について

高等学校における編入学者選抜については、昭和63年10月8日付け文初高第280号通知の趣旨を踏まえ適切に実施すること。その際、特に、第1学年の9月編入学を円滑にするための特別定員枠の設定などに配慮すること。

2 帰国子女に対する指導の充実について

(1) 生活適応指導について

- ア 海外での生活状況等の的確な把握、オリエンテーションの実施、チューター的役割を果たす児童生徒の選定等の取組を行うこと。
- イ 帰国子女の生活上の適応を図るため、お互いの違いを認め合い、思いやりや協力・協調の心情が育つ学級づくり、学級以外の場における帰国子女と他の児童生徒との良好な人間関係づくりに配慮すること。
- ウ 教育相談は、様々な立場の教師が協力して帰国子女の悩みの相談に応ずる体制で行うこと。また、帰国子女数にかかわらず校務分掌上帰国子女教育を位置付けること。

(2) 日本語指導について

日常会話能力と教科学習に必要な言語能力の違いを認識し、日常会話能力がある場合は、学習言語能力の育成に配慮した指導を行うこと。また、日常会話能力が十分ではない場合は、日本語指導法を取り入れた指導を行うこと。

(3) 学習適応指導について

学習適応指導は、生活適応指導の状況を見極めつつ、保護者の理解も得ながら行うこと。また、その際、チームティーチングによる指導を取り入れるなど個に応じた指導を行うこと。

(4) 特性の伸長及び活用に関する指導について

- ア 新しい学力観を踏まえつつ、帰国子女のさまざまな特性の伸長に関する指導に積極的に取り組んでいくこと。
- イ 帰国子女の異文化体験等は、他の児童生徒にとって国際理解を深める手がかりとなるものであり、それを生かした国際理解教育を推進すること。
- ウ 帰国子女の心情に配慮した指導、国際性のみならず学習態度や生活態度に関する特性の伸長や活用を図る指導などに留意すること。

3 帰国子女教育を充実するための施策について

(1) 帰国子女の円滑な受入れの促進について

帰国子女の比較的多い地域の教育委員会においては、地域内の各学校が共同して帰国子女教育を推進する地域ぐるみの受入れ体制を整備拡充すること。

(2) 教員研修の効果的実施について

各教育委員会においては、地域の実情に応じて、各種研修会の研修内容に帰国子女教育を適切に位置付け、できるだけ多くの教員が帰国子女教育に関する基礎的理解を得ること。

(3) 学校の指導体制の充実について

各教育委員会においては、日本語指導の必要な帰国子女や学習指導上配慮すべき課題を抱えている帰国子女が多数在籍する学校について教員の重点的配置を行い、指導体制の充実に努めること。また、在外教育施設派遣教員を積極的に活用すること。